

IMO Frequently Asked Questions

2015年1月1日からの排出規制区域(ECA)における硫黄規制

・硫黄排出に関する新たな規則はどのようなものですか？

特定の排出規制区域(ECA)を航行する船舶は、2014年12月31日までの1.00%の上限に対し2015年1月1日以降は硫黄分が0.10%未満の本船上の燃料油を使用しなければなりません。

「本船上で使用される燃料油」には、主エンジン及び補助エンジンに加えボイラーでの使用も含まれます。船舶の安全、海上での人命救助、船体及び属具への損傷の結果としての燃料油の使用は除外されます。また、船舶からの排出削減及びコントロール技術調査のトライアルの場合についても一定期間規制除外となります。

・当該新規制はどの条約に基づくものですか？

より厳しい規制は、船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL)附属書VI(船舶からの大気汚染の防止のための規則)、とりわけ船舶からの硫黄酸化物(SO_x)及び微粒子物質の排出に関するRegulation 14に基づくものです。当該規則は2008年10月に採択され、2010年7月に発効しました。

・排出規制区域(ECA)とはどこを指しますか？

SO_xに関して MARPOL 附属書 VI で定められた排出規制区域は、バルト海、北海、北米(米国及びカナダ沿岸を含む)及び米国カリブ海(プエルトリコ及び米国バージン諸島周辺)です。

・新たな規制に対応するにはどうしたらよいですか？

Marine Gas Oil(Distillates と呼ばれることもあります)のような低硫黄燃料油を使用することで新規性に対応することができます。また、硫黄を含まず燃焼してもほとんど硫黄酸化物を排出しないガスを燃料として用いる船舶も増えてきています。IMO ではガス及びその他の低引火燃料を使用する船舶のための国際コード(IGF Code)を作成し、当該コードは基本的に承認されており2015年中に採択されるみこみです。

また、2008年に採択された「同等」条項の下、装置や設備(例えば、硫黄酸化物が大気中に排出される前に排出物をクリーンにする Exhaust Gas Cleaning System や洗浄装置)のような認可された同等手段を使用することによって SO_x 規制に対応することもできます。その場合、同等手段は MARPOL 附属書 VI の締約国の当局(船舶の旗国)により承認される必要があります。

・規制遵守のための最善の方法は何ですか？

どのような対応を取るかは船舶オペレーターが決定することです。代替手段を取る場合には MARPOL 附属書 VI の締約国の当局(旗国)の承認を受けなければなりません。

・どのような取り締まりがありますか？

旗国は船舶に対し国際大気汚染防止(IAPP)証書を発行します。当該証書には、Bunker Delivery Note で証明される規制値を超過しない硫黄含有量の燃料油を使用している、もしくは認可された同等手段を用いていることを述べる箇所があります。

本船での使用のために燃料油を受け取る船舶は、供給された燃料油の硫黄含有量を記載した **Bunker Delivery Note** を取り付けるべきです。証明のためにサンプルを採取しておくのもよいかもしれません。

港湾当局は、船舶が規則遵守していることを確認するため **Port State Control** を用いることができます。また、例えば船舶が排出する煙を検査するための空中監視等の調査や違反取り締まりのためのその他の方法を使用することもあります。

・違反の場合にどのような制裁がありますか？

違反の場合の措置は個々の **MARPOL** 締約国に委ねられています。IMO によって定められた過怠金や制裁措置はなく、締約国各国の対応次第です。

・燃料油の切り替えが問題を生じさせることがありますか？

排出規制区域(**ECA**)に入域するに際して燃料油の切り替えを行う場合、技術的な問題が生じるのを避け、排出規制区域(**ECA**)における排出規制違反とならないように、切り替えは安全かつ手際よく行う必要があります。

MARPOL 附属書 VI Regulation 4.6 は、排出規制区域(**ECA**)に入域する前に **Fuel Oil Service System** が許容される硫黄含有量を超える全ての燃料油を十分に排出できる時間的余裕を持てるよう、異なる燃料油を使用する船舶に対して燃料油の切り替えをどのように行うべきかについて手順書を保持することを義務付けています。各タンク内の低硫黄燃料油の量並びに排出規制区域(**ECA**)に入域する前及び排出規制区域(**ECA**)から出た後に燃料油の切り替えを完了した際の日時と船舶の位置について、当局指定の **Log-book** に記録しておかなければなりません。

業界団体が、燃料油の切り替えから生じる問題を避けるために燃料油の切り替えを行う際の注意点に関するガイダンスノートを発行しています。

・**MARPOL** 附属書 VI は何か国が批准していますか？

現在、**MARPOL** 附属書 VI は 77 国が批准しており、世界の商船腹量の 94.77%をカバーしています。

・排出規制区域(**ECA**)外での規制はどうなっていますか？

排出規制区域(**ECA**)外では、燃料油における硫黄含有量の上限は現在のところ 3.5%で、2020 年 1 月 1 日以降 0.5%になります。2020 年という日程は 2018 年までに完了する予定になっている必要な燃料油の入手可能性に関する見直しの対象となっています。当該見直しの結果により、当該日程は 2025 年 1 月 1 日まで延期される可能性があります。

・更なる情報はどこで入手できますか？

以下のリンクから入手できます。

<http://www.imo.org/OurWork/Environment/PollutionPrevention/AirPollution/Pages/Sulphur-oxides-%28SOx%29-%e2%80%93Regulation-14.aspx>

以上